

長崎県立長崎図書館郷土資料センター資料収集方針

1 目的

この方針は、長崎県立長崎図書館資料管理取扱要綱第17条の規定に基づき、長崎県立長崎図書館郷土資料センター資料（以下、「郷土資料」という。）の収集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

長崎県に関する資料を、分野を問わず幅広く収集する。収集に当たっては以下の点に留意するものとする。

- (1) 県内市町図書館等の郷土資料に係る図書館活動を支援するための資料を収集する。
- (2) 長崎県の調査研究に必要な参考図書を収集する。

3 資料の種類

収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、その他の資料とする。

長崎県にゆかりのある文学作品・作家等については、作家直筆の原稿、書簡、色紙、短冊、日記、署名入りの刊本、初版などの稀覯本、写真、愛用品等を収集する。

4 収集の方法

資料の収集は、購入、寄贈、複製、寄託により行う。

5 収集する部数

- (1) 長崎県ゆかりの者が著者等である資料、長崎県が主題となっている資料及び長崎県内で発行された資料は、原則として3部収集（1部目は保存用、2部目は館外貸出用、3部目は館内閲覧用）する。ただし、以下に掲げる資料については、それぞれ所定の部数とする。

①図書

- ・高額な資料 1部
- ・長崎県ゆかりの者が著者等のもので、内容が長崎県に直接関係のない資料 1部又は2部（ミライオン図書館で貸出可能な資料を所蔵している場合には1部。ミライオン図書館で未所蔵で、かつ一定の利用が見込まれる場合には2部）
- ・外国語資料（和書を翻訳したものを含む） 1部

②逐次刊行物

- ・雑誌 3部
- ・新聞 1部

③その他の資料

- ・パンフレット、リーフレット、地図 3部
- ・ポスター、絵葉書 2部
- ・視聴覚資料（アナログ）、電子資料 2部（ただし貸出可能なものは3部）

- (2) 長崎県の調査研究に必要な事典、年鑑、統計、目録等を選択的に収集する。

6 その他

この方針に定めるものの他に必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、令和4年3月27日から適用する。